

中山間地域サポート推進事業

別表

(1) 補助対象の取組み、補助対象地域、事業主体、補助率、補助金額等

事業名	補助対象の取組み	補助対象地域	事業主体	補助率 補助金額
1 指導員等地域活動支援事業	ふるさと・水と土指導員等による「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動」に関する取組み	中山間地域※1 及び 棚田地域※2	熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体等	定額 上限 500 千円
2 棚田ツアー	棚田地域の農地等の保全に対する都市住民の意識向上及び保全活動の必要性等の普及・啓発に関する取組み	棚田地域	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	
3 田んぼの学校	農地及び土地改良施設の多面的機能を活用した「子ども向け体験交流活動」に関する取組み	中山間地域		
4 農と福祉の連携推進事業	農業と福祉が連携した「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動」に関する取組み	中山間地域及び 棚田地域	①非営利法人、福祉関係者が組織する団体、農業者等が組織する団体等 ②県内全域の農業団体等への啓発・普及活動が行える団体等	定額 ①上限 500 千円 ②上限 1,000 千円
5 地下水保全上下流連携活動事業	中山間地域における地下水かん養機能等を良好に発揮することを目的に、土地改良区等が行う上下流の地域と連携した取組み	中山間地域	土地改良区等	定額 上限 1,000 千円

※1 中山間地域とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定による過疎地域、山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、離島振興対策実施地域、半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項の規定する特定農山村地域、市町村が行う土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置（市町村基金の造成）がなされている市町村の区域を示す。

※2 棚田地域とは、農地が階段状に分布している主傾斜1/20以上の農地の面積が、当該地域の全農地の面積の1/2以上を占める地域を示す。

(2) 補助対象の経費

補助対象・対象外	節、項目	備考
補助対象	報償費	講師等への謝金（県規程に準じる。講演会等での講演は、講演時間1時間当たり、大学教授：1万円以下、先進農家：5千円以下、県外の講師は、2万円以下を原則とし、これによりがたい場合は、知事が適当と認める額を上限とする。）
	旅費	県、市町村、大学等の規程に準じる
	需用費	消耗品、資材費、材料費、燃料費等、1品3万円未満の物品等
	役務費	イベント開催通知やアンケート調査に関するハガキ、切手、広告料及び保険料等
	委託料	旅行業法に係る部分の委託、専門性を要する部分の委託、実績書作成に係る編集等ただし、事業の主要な部分を他に委託するものは補助対象外
	使用料及び賃借料	トイレ、照明、音声機器、農機具のレンタル料、ほ場借上げや会場会議室の借上料等
	食糧費（飲料に限る）	熱中症や脱水症状を防止するための水分補給に要する経費 ペットボトルの水・お茶等（酒類を除く）
補助対象外	備品購入費	単価3万円以上の物品等
	食糧費	弁当、食事代、茶菓子等
	賃金	事業主体の労務費
	お土産、景品	報償（謝礼）としてのお土産も補助対象外
	管理費	水道、光熱費等、イベント以外の事業主体の組織や施設の維持管理に要する経費
	その他	知事が不適当と認める経費